

12.7国家賠償請求訴訟判決 請求の一部認める！

**JR総連に22万円・JR東労組に22万円！
合計44万円の支払いを東京都(警視庁公安2課)に命じる！**

「JR内革マル派」が組織的に関与したことを認める資料は見当たらない！

6月9日、東京地裁は「12.7国賠訴訟」に対し、JR総連などの請求を一部認め、東京都(警視庁)に合計44万円(JR総連22万円、JR東労組22万円)の賠償を命じる一部勝訴の画期的な判決を言い渡しました。国(裁判所)への損害賠償、捜索差押許可状の請求・令状発布などの違法性については、当時の警察官、裁判所の判断は「過失があるとはいえない」として退けられました。また、あわせて請求していた、「押収物写しの廃棄」についても、「廃棄したことが認められる」としました。

しかし、革マル派の組織的な犯行という警視庁公安2課の主張は、「関与したことを認めるに足りる資料は見当たらない」として、革マル派との関係を否定しました。

この事件は、警視庁公安2課が、2005年12月7日から4日間84時間にもおよび強行した不当家宅捜索と差し押えに対して、国(裁判所)と東京都(警視庁)を相手に損害賠償を求めて闘ってきた裁判です。今回の判決で、一部とは言え、事件と関連性のない労働組合活動に関する資料を差し押さえた行為が違法であると認められたことで、警視庁公安2課の不当家宅捜索の実態が社会的に明らかとなりました。「国賠訴訟」は、6月中にさらに2件(2.15国賠、松崎国賠)の判決が予定されています。各定期大会を焦点にして判決を集中させることで、揺さぶりをかけつつ、新たな弾



弁護士会館での記者会見

警視庁が組合活動に関する資料など

関連性のない物を差し押さえたのは違法！

ことは間違いありません。私たちは、繰り返される不当弾圧に抗する闘いを、さらに強化し、加藤誠さんと美世志会の完全無罪に向け奮闘しましょう。